

豊田市中小企業エコアクション21認証取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、エコアクション21認証・登録に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む事業者を除く。）をいう。
- (2) 事業所 物の生産または販売、サービスの提供等が事業として行われている個々の場所をいう。
- (3) エコアクション21 環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき、環境への取組を総合的に進めることができる規格として、一般財団法人持続性推進機構が認証・登録する制度をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、エコアクション21の認証・登録をしようとする市内の中小企業者に対し、当該認証取得に要した費用の一部を補助することにより、中小企業の環境への取組を支援することで経営体質の強化を図り、もって本市の産業振興と地球温暖化防止対策に資することを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、市内に事業所を有し、事業に係る市税を完納している中小企業者で、平成21年4月1日以後に認証を取得しようとする者とする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が、市内に立地する事業所を対象としたエコアクション21の認証を取得するために行う事業とする。

- 2 補助事業者が補助金の交付を受けることができるのは、市内の事業所がエコアクション21を新規に認証・登録する場合で、それぞれ1回限りとする。この場合において、既に市内の事業所が認証を取得済みの場合、又は、国、県その他の機関からの補助金等の交付を受ける場合は対象としない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 審査登録機関の審査、認証、登録等に要する費用
- (2) コンサルタント委託料

(3) その他市長が特に必要と認める経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は30万円を限度とする。

(計画書の提出)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、あらかじめ、エコアクション21認証取得計画書(様式第1号。以下「計画書」という。)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 企業概要書(様式第1号(その2))

(2) 会社の定款

(3) 役員名簿(様式第1号(その3))

(4) 会社を紹介するパンフレット

(承認書の交付)

第9条 市長は、前条に掲げる計画書を受理したときは、その内容を審査し、補助対象事業に該当すると認めるときは、エコアクション21認証取得計画承認書(様式第2号)を交付するものとする。

(除外要件)

第9条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、第8条の規定により補助金の交付の申請をした者が次のいずれかに該当する場合は、承認を行わないことができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を申請しようとする者は、エコアクション21認証取得後、エコアクション21認証取得費補助金交付申請書(様式第3号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 認証取得に係る実績報告書(様式第4号)
- (2) 環境活動レポート
- (3) 経費の支払い等を証明する書類の写し
- (4) 請求書の写し
- (5) 認定・登録証の写し
- (6) 契約書の写し
- (7) 市税完納証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定及び交付決定)

第11条 市長は、前条の規定により交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の額を確定し、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、エコアクション21認証取得費補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第5号。以下「交付決定通知書兼確定通知書」という。)により、補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の交付請求)

第12条 交付決定通知書兼確定通知書の交付を受けた補助事業者は、エコアクション21認証取得費補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業等に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) 第9条の2各号のいずれかに該当するとき。
- (6) その他補助金等の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成 2 4 年 3 月 3 1 日限りその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成 2 4 年 3 月 3 1 日限りその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 4 年 1 月 1 日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成 2 6 年 3 月 3 1 日限りその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後もなおその効力を有する。

豊 田 市 長 様

所在地

会社名

（フリガナ）

代表者氏名

印

エコアクション21認証取得計画書

豊田市中小企業エコアクション21認証取得費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、計画書を提出します。

認証・登録取得に必要な経費見積額 （コンサル・審査・登録経費） *消費税込の金額を記入		金	円
認証・登録取得予定期間 （コンサル期間含む）		平成 年 月	から平成 年 月まで
予定しているコンサル依頼者			
予定している登録審査申込 地域事務局			
連絡 先	所属・部署	担当者	
	電話番号	F A X 番号	
	E - m a i l		

以下のすべてを満たしています。（ はい ・ いいえ ）

- ①今回申請するエコアクション21認証・登録は、豊田市内の事業所では、新規のものである。
- ②暴力団でない団体である。
- ③暴力団員が役員となっていない団体である。
- ④暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体である。

- 添付書類
- 1 企業概要書（様式第1号（その2））
 - 2 会社の定款
 - 3 役員名簿（様式第1号（その3））
 - 4 会社を紹介するパンフレット

企業概要書

本社所在地	〒		
名 称		電話番号	
全社従業員数	人	資本金 又は 出資総額	
業 種 及 び 事業概要			
エコアクション2 1 認証・取得対象 事業所所在地 名 称	〒		
市内従業員数	人	電話番号	
業 種 及 び 事業概要			
会社略歴			

様

豊田市長 印

エコアクション2.1認証取得計画承認書

平成 年 月 日付けで提出のあった計画書について、下記のとおり承認します。

認証・登録取得に必要な経費見積額 (コンサル・審査・登録経費) *消費税込の金額を記入	金 円
予定しているコンサル依頼者	
予定している登録審査申込 地域事務局	
認証・登録取得予定期間 (コンサル期間含む)	平成 年 月から 平成 年 月まで

* 当承認書は、事業を承認したものであり、補助金交付を決定する書類ではありません。

平成 年 月 日

豊 田 市 長 様

所在地
会社名
(フリガナ)
代表者氏名

印

エコアクション21認証取得費補助金交付申請書

豊田市中小企業エコアクション21認証取得費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、補助金の交付申請書を提出します。

コンサル依頼者	
登録審査申込 地域事務局	
認証・登録日	平成 年 月 日
補助金交付申請額	金 円
備 考	エコアクション21認証取得計画承認書番号：豊産発第 号

- 添付書類
- 1 実績報告書（様式第4号）
 - 2 環境活動レポート
 - 3 経費の支払い等を証明する書類の写し
 - 4 請求書の写し
 - 5 認証・登録証の写し
 - 6 契約書の写し
 - 7 市税の完納証明書
 - 8 従業員数の内訳が明らかになるもの
(市内外の事業所がエコアクション21認証・登録の場合)

様式第4号（第10条関係）

エコアクション21認証取得に係る実績報告書

取得した理由	
年 月 日	活 動 内 容
・ ・	コンサルの開始
・ ・	
・ ・	
・ ・	
・ ・	
・ ・	
・ ・	
・ ・	
・ ・	
・ ・	審査人による書類審査
・ ・	審査人による現地審査
・ ・	認定・登録（認証・登録番号：

審査登録等経費の内訳（税込み）		
内 容	金 額	備 考
コンサル費用（旅費含む）		
審査費用		
認証・登録料（初回分）		
		円
合 計 ①		
審査登録等経費合計金額	×	補助率
① _____	×	1/2
		×
		按分率（※）
		_____/_____
		= _____ 円
※市外の事業所がある場合、従業員数で按分する。		
補助金交付申請金額（1,000円未満は切捨て）		
		_____ 円

様式第5号（第11条関係）

豊産発第 号
平成 年 月 日

様

豊田市長 印

エコアクション21認証取得費補助金交付決定通知書兼確定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった平成 年度補助金については、豊田市中小企業エコアクション21認証取得費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり補助金額を確定し、交付することに決定します。

補助金額	金 円
------	-----

* 豊田市中小企業エコアクション21認証取得費補助金交付要綱に反する事項がある場合には、当交付決定を取消し、又は補助金の返還をさせる場合があります。

平成 年 月 日

豊 田 市 長 様

所在地
会社名
(フリガナ)
代表者氏名

印

エコアクション2.1認証取得費補助金交付請求書

平成 年 月 日付豊産発第 号で交付決定の通知を受けた補助金について、豊田市中小企業エコアクション2.1認証取得費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり請求します。

金額	¥									円
----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(振込先)

金融機関	銀行 農協 信用金庫	本店 出張所 支店
口座番号	普通・当座 No.	
口座名義人	フリガナ	